

経済産業省
デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
2024年度 第9回 議事録

■ 開催概要

<日時> 令和6年9月27日(金) 10:00~12:00

<場所> オンライン開催 (Webex)

■ 出席者

<委員> (座長以下 50音順)

岡田座長、黒田委員、伊永委員、武田委員、百歩委員、平山委員、若江委員

<オブザーバー>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

一般社団法人ECネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 和知 ICT 委員会委員長

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 元山統括補佐

消費者庁 取引対策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

<デジタルプラットフォーム提供者>

Apple Inc.

iTunes 株式会社

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 渋谷審議官、岩谷デジタル取引環境整備室長

■ 議事次第

1. 開会

2. 議題

・デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング⑧ Apple Inc.及びiTunes 株式会社

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 Apple Inc.及びiTunes 株式会社（発表資料）

資料2 Apple Inc.及びiTunes 株式会社回答

参考資料1 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書（抜粋）

Apple Inc.及びiTunes 株式会社（第1回会合提出資料）

■ 討議

○岩谷室長 ただいまより、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第9回会合を開催させていただきます。

委員、オブザーバー、関係省庁、指定事業者の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本日は高倉委員が御欠席となっております。

本日は、アプリストア分野のヒアリングということで、Apple Inc.及びiTunes株式会社の皆様にお越しいただいています。どうぞよろしく願いいたします。

本日のヒアリングは、冒頭のApple様からのプレゼンについては公開、その後の質疑応答については非公開にて開催させていただきます。議事録を会合後に公開いたします。

それでは、ここからの司会は座長の岡田先生にお願いしたいと思っております。岡田先生、どうぞよろしく願いいたします。

○岡田座長 ありがとうございます。座長の岡田でございます。

早速でございますが、本日の議事に移らせていただきます。本日はApple様からのヒアリングを予定しております。最初に通訳を含めて20分程度でApple様から御説明を頂きます。その後に質疑に移らせていただきます。説明が20分を過ぎましたら、事務局より御連絡させていただきます。

それでは、Apple様、御説明をお願いいたします。

○Apple Sean Cameronと申します。App Storeのリーガルチームの統括上級本部長を務めております。クパチーノよりご挨拶申し上げますと共に、今年も皆様にこのようなプレゼンテーションを行う機会を頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日、私は、カリフォルニアのチームのメンバーと、東京のチームのメンバーと共に参加しており

ます。

本日は、本報告期間における最新情報をお伝えできること、また、委員の皆様からの御質問にお答えできることを嬉しく思っております。最初に申し上げておきたいのは、日本はApple及びApp Storeにとって非常に重要であるということです。日本には多くの大切なデベロッパがいらっしゃいます。Appleは、デベロッパとの良好で強固な関係を維持し、関係者間の相互理解という法令の趣旨を実現できるよう努めています。

それでは、今年のプレゼンテーションを引き継ぎたいと思います。

○Apple 本日は経済産業省、そしてモニタリング会合の委員の皆様と直接お話しできる機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。Appleより、非常に簡潔ではございますが、プレゼンテーションを行わせていただきます。

次の3つのトピックについて、20枚弱のスライドを使って説明します。本日は、モニタリング会合の委員の皆様の御質問にお答えするために、なるべく多くの時間を取っておきたいと思っております。それでは、日本における新たな取組について御説明申し上げます。

○Apple App Storeが日本のデベロッパに提供する新しい機会や取組を御紹介したいと思います。これには、例えば、日本のデベロッパ向けのイベントやセッションの開催、Apple APIやテクノロジーに関する最新のアップデートについてデベロッパがより深く学べる講演やセミナーの充実したライブラリなどが含まれます。

次のページで幾つかの事例を御紹介したいと思います。東京で行われたApple Vision Proデベロッパラボを通じて、日本のデベロッパは、制作したアプリをApple Vision Proで動作させる体験をすることができました。東京のApple Vision Proデベロッパラボには480のデベロッパが参加し、合計41件のアプリがApp Reviewに提出されました。

東京のApple Vision Proデベロッパラボは、世界でも数少ないデベロッパ向けのラボのひとつで、日本のデベロッパのコミュニティに対するAppleの取組を象徴するものでした。次のスライドをご覧ください。

新しい「Appleに相談」プログラムは、Appleが昨年の報告書において取り上げた従来のビデオシリーズである「Ask Apple」及び「Tech Talks」での成功をもとに構築されています。

「Appleに相談」セッションには、App Review担当者との1対1のミーティングが含まれ、デベロッパが母国語で学習することができるように、これらのセッションは日本語で行われます。

本年、デベロッパはApp Review担当者に直接フィードバックを求めることができるようになり、日本のデベロッパは日本語または英語での返答を求めることができるようになりました。「Appleに相談」プログラムの内容は、日本のデベロッパのコミュニティから直接得られたフィードバックに基づいて厳選されています。次のスライドをお願いします。

障がい者のアクセシビリティを向上させる取組として、Appleは、アクセシビリティ監査を日本で初めて実施しました。Appleは、監査の後、点字画面入力を利用した、日本のユーザー向けに特別に設計された機能をリリースしました。視覚に障がいのある日本のユーザーは、Appleのデバイスで点字画面入力機能を利用することが可能となり、ユーザー体験全体の向上が図られています。このような監査を今後も予定しています。次のスライドをお願いします。

Appleは、昨年のプレゼンテーションと定期報告書において、App Reviewの日本語でのコミュニケーションプログラムの初回りリリースについて予告しました。現在、日本語によるコミュニケーションプログラムはApp Reviewプロセスに完全に統合され、日本のデベロッパコミュニティにとって貴重なツールとなっています。Appleは、日本語によるコミュニケーションプログラムを通じて、デベロッパの体験を向上させ、Appleと日本のデベロッパの相互理解を促進させる取組を継続します。

○Apple 次のスライドをお願いします。このセクションでは、昨年的大臣評価を踏まえて、Appleが対応した3つの分野について取り上げます。

Appleは、これまでも、デベロッパの皆様がApp Storeに対して質問や懸念を表明するための様々な選択肢についてお話ししました。例えば、デベロッパは、自らのアプリの迅速な審査を依頼したり、App Reviewの決定に対して異議を申し立てたり、App Reviewガイドラインの変更を提案したり、アカウントの回復を申請したりすることが可能です。

一方、デベロッパが抱える問題の解決に最も重要な手段の一つは、デベロッパサポートチームを介するものです。Appleのデベロッパサポートチームは、過去2年間、毎月4,000件を超える問い合わせに対応してきました。その中には、毎月約3,000件のEメールによる問い合わせへの対応が含まれ、そのうち91%については24時間以内に回答がなされています。また、毎月1,300件を超える電話による問い合わせにも対応し、そのうち99%については6分以内に回答がなされています¹。このような業務の水準は、Appleのサポート業務が非常に迅速であることを示しています。また、デベロッパはAppleのサービスに高い満足度を感じています。

経済産業大臣の評価を受けて、Appleは、今年から定期報告書においてこれらの数値を公表するようになりました。これによって、Appleの取組の効果を客観的に評価することが可能となっています。

デベロッパに対する公平性という点に関しては、App Storeでは、アプリの承認率が高い水準で維持されています。

例えば、2023年には、App Reviewチームは日本のデベロッパから提出された260,000件を上回るアプリを審査しました。これは、昨年の提出件数から10,000件以上増加しています。このうち、1点以上のリジェクト事由があったアプリはわずか20%で、80%のアプリが承認されています。これは、昨年の承認率79%を上回る数字です。

提出されたアプリはすべて、App Storeで公開される前に、人の目による審査を受けます。新入社員は、アプリの審査に携わるにあたり、App Reviewガイドラインの全項目に関する6週間におよぶ集中的なトレーニングを受けます。初期的なトレーニングが終了した後は、新人のアプリ審査担当者は、そのパフォーマンスについてモニタリングと監査を受け、必要に応じ、定期的に業務に関するフィードバックや専門的なトレーニングを受けます。また、彼らは、マネージャーとの週次及び随時のミーティングを行い、継続的なサポートを受けます。

さらに、App Review Business Excellenceチームが品質管理と監査を実施し、App Reviewのツールや審査担当者のパフォーマンスについて、改善が必要な点を分析しています。

¹ (事務局注) 後日、Apple から以下のとおり補足の説明があった。

「これら実績の数値は、過去2回における別紙「App Storeの透明性および公正性に関する報告書」における報告対象期間(2022年4月1日から2023年3月31日まで、2023年4月1日から2024年3月31日まで)の内容を反映したものです。」

もちろん、App Reviewチームもデベロッパからのフィードバックをモニタリングして、パフォーマンスを評価しています。

Appleは、日本においてデベロッパコミュニティやその他の関係者と積極的に関わっています。Appleは、日本に拠点を置くデベロッパを対象とした日本向けイベントやセッションを日本語により開催しており、これによって、デベロッパはApp Storeでの体験に関する質問やコメントを伝えることが可能となります。

さらに、Appleは、業界団体や、DPCDなどの相談窓口と協力し、規約に関する質問やアプリの個別の問題など、さまざまなトピックに関する問い合わせに対応しています。

今夏、Appleのローカルビジネスチームは、日本のデベロッパ対象のワークショップを実施し、アプリのプロモーション機能、新しいマーケティング資産、App Reviewサポート、Refund APIを利用した返金処理などの関連トピックを取り上げました。

参加者176名を対象に実施したアンケートでは、86%のデベロッパがイベントに満足し、89%のデベロッパが自分の関心に関連したトピックだったと感じ、93%のデベロッパが貴重な知識を得たと回答しました。

このセッションでは、モニタリング会合の委員の皆様から質問があったいくつかのトピックについて説明します。Appleのアプリ内課金（IAP）は、ユーザーがデバイスを設定する際にAppleに一度提供した支払情報に基づき、あらゆるアプリ内での購入に対して単一の安全で使いやすい支払い手段をユーザーに提供するものです。

IAPは、App Storeのユーザー体験の中心となる多くの機能を実現します。例えば、IAPは、「承認と購入のリクエスト」機能を備えており、これにより、親は子どもによるアプリ内課金を承認制とすることができます。IAPに基づくその他のApp Storeの機能には、Appleのサブスクリプション管理ページ、購入履歴及び購入の復元機能が含まれます。

代替決済手段を使用するアプリのユーザーは、Appleのアプリ内課金システムを通じてこれまで享受してきた保護や利点を享受することができなくなります。これらの重要な機能には、サブスクリプションを容易にキャンセルできる機能や、一元化された購入履歴ページ、先ほど述べたペアレンタルコントロール機能、広告と異なる金額をユーザーに支払わせることを目的とした詐欺的な手口からの保護などが含まれます。次のスライドをお願いします。

ユーザーエンゲージメント、財務業績及び課金データを含むApp Storeのデータは、アプリ開発や検索の順位に影響を与えるためにAppleの他のサービスと共有されることはありません。

Appleのデータ分析チームは、App Storeのデータへのアクセスを一元的に管理しており、必要とされる事前の承認なくデータが使用されることを防ぐプロセスを確立しています。データへのアクセスを希望する場合は、Appleにおける役割及びデータリクエストの理由を明らかにしなければなりません。

App Storeのデータを自社アプリの開発に役立てたいというリクエストは、Appleのポリシーにより却下されます。さらにAppleは、データの適切な制限が確実になされるように、データアクセスの承認を定期的に監査しています。

Appleの自社アプリは、App ReviewのプロセスとApp Storeでの表示に関して、サードパーティのアプリと同じように扱われます。また、Appleのアプリは、他のデベロッパと同様にApp Reviewガイドラインを遵守しなければならず、有利な扱いを受けることは一切ありません。自社アプリの優遇が行

われていないということは、このスライドで示されています。サードパーティのアプリは、Appleが開発した様々なアプリの製品ページで、「その他のおすすめ」機能を通じて宣伝されています。この画像は、Apple Podcastsのアプリの製品検索結果が、Apple以外のアプリを表示していることを示しています。

これらのおすすめされているサードパーティ製アプリは、純粹にユーザーの購入履歴と選好に基づいて順位付けされており、アプリの選択に際してのユーザーの意思決定プロセスにおける公平性を促進するために表示されています。

これが最後のスライドです。日本のデベロッパのアプリ削除やアカウント停止の件数が他の市場と比べて少ないという点を強調したいと思います。

例えば、2023年に削除されたアプリの合計が116,000件以上であったのに対し、日本のデベロッパのアプリ削除件数は3,000強でした。日本はわずか2.7%です。また、アカウント停止の合計が10万件以上であったのに対し、日本のデベロッパのアカウント停止は155件でした。日本における停止件数は1%未満です²。

2022年と比較すると30件減少しており、改善が見られます。このことから、アカウントが停止されるのは不正行為を行った場合のみであり、相対的に日本において不正行為の数が少ないことが分かります。

以上をもってプレゼンテーションを終わります。お時間をいただき誠にありがとうございます。皆様の御質問にお答えできればと思います。

○岡田座長 Apple様、御説明いただきありがとうございます。

それでは、配信はここまでといたします。

それでは、これから質疑・意見交換に移ります。まず委員の皆様から順番に、御質問または御意見を頂きたいと思います。

私のほうから名簿順に指名をさせていただき、その後オブザーバーの皆様を指名させていただきます。今回は各委員からの御質問ごとに、Apple様より御回答いただく流れを進めたいと存じます。発言されない場合、もしくは回答の必要がなく、御意見のみの場合は、その旨御発言ください。

時間管理の関係上、お1人からの御質問は2分、通訳を含めて4分に収めていただき、Apple様からの御回答も通訳を含めて4分程度に収めていただくようお願いいたします。

また、通訳を挟んだ質疑となりますので、委員、オブザーバーの皆様の御発言におかれましては、ある程度の長さごとに区切って御発言いただくよう、お願いいたします。

では、名簿順ということで、最初に武田委員から御発言をお願いいたします。

○武田委員 私からは2点質問させていただきます。質問は、頂きました質問事項への回答について深掘りして行うものであります。

1点目は、4-1-1の手数料についてです。手数料については、昨年度の大臣評価において、利用事

²（事務局注）後日、Appleから以下のとおり補足の説明があった。

「別紙「App Storeの透明性および公正性に関する報告書（2023-2024）」の報告対象期間（2023年4月1日から2024年3月31日まで）には、日本において121件のデベロッパのアカウント停止が行われ、2023暦年には155件のデベロッパのアカウント停止が行われました。」

業者から成る団体との協議が期待されておりました。そして今回、利用事業者、デベロッパ向けセミナーを開催した旨の報告をいただいたところであります。

報告を見ますと、セミナーではビジネスモデル、返金、APIの利用、App Reviewサポートなどのトピックが取り上げられたということでもあります。それ自体は望ましいことであると思うのですが、これでは大臣評価で求められていた手数料について相互理解を深める内容に直接なっていないように思いますが、いかがでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

もう一点は5-1の内部ポリシーに関する質問となります。報告でデータ管理の内部ポリシー、また責任部署の存在について説明いただき、理解できたところであります。その上で、5-1-1-4.についてでありますけれども、これまでポリシーに違反して責任を問われた事例があるのか、ないのかということについて、お聞きしたいと思います。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○Apple ご質問ありがとうございます。まず、ビジネスモデルと手数料に関するデベロッパ向けセミナーについてのご質問からお答えします。Appleは、デベロッパが利用できるさまざまなモデルや、Appleが提供するプログラムによって異なる手数料率全てに関する説明だけでなく、デベロッパに提供するサポートについてのご説明も行いました。プレゼンテーションでご説明したアプリ内課金の利点や、Appleの不正検出エンジン、さらに、Appleのプログラムに参加することでデベロッパが利用することのできるさまざまなツールやテクノロジーについてもご説明しました。また、Appleは、デベロッパが理解できなかったトピックがあれば、特に手数料に関してはAppleに質問する機会が十分に確保されるようにしています。デベロッパから、追加情報やフィードバックに関する要請は寄せられませんでした。恐れながら、Appleは、こうしたプログラムを開催することによって、デベロッパとの相互理解を達成してきていると考えており、今後も引き続きこのようなプログラムを開催していきたいと考えています。

次に、データの共有に関するポリシーに違反したAppleの従業員への罰則に関するご質問については、そういった違反を理由として、これまでに解雇された従業員がいるかというご質問であると理解いたしました。本日は、手元に情報がなくこれ以上にお伝えできることがありません。この点については追ってご回答できると思います。

○武田委員 よろしくお願ひいたします。

○Apple あえて申し上げます、Appleは、守秘義務を非常に重視しております。守秘義務に違反して秘密情報を開示した従業員は、解雇されます。Appleは、この原則を非常に重視しており、真摯に対応しております。

○武田委員 どうもありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございます。では、続いて百歩委員からお願ひいたします。

○百歩委員 私からは質問1点とコメント1点になります。

質問は、本日の発表資料のスライド16になります。最初の部分、「App Storeのデータの利用は、App Storeの目的に限定されます」という部分についての根拠の1つとして、データへのアクセスについて定期的に監査しているとの御説明がありました。この監査について実施頻度や実施者、確認しているポイントなど具体的な取組内容を教えていただければと思います。

2点目はコメントになります。回答書では具体的な内容を回答してくださった箇所が複数ありました。その点については大変感謝いたしております。一方で、御社の取組や管理体制に関する内容は、回答書への返答という形ではなく、最初から報告書に盛り込まれてはいかがでしょうか。そうすることで双方の負担を削減できると思いますので、今後に向けて御検討いただければと思います。

○Apple スライド16に関する最初のご質問にお答えします。Appleが、App Storeデータの利用目的の限定をどのように確実にし、また、監査はどういった頻度で行われているのか、というご質問であると理解しました。データ分析チームが、App Storeデータの利用をすべて管理しています。また、毎年SOX法に基づく監査を受けていると理解しています。さらに、他の管理も行われており、その中には、データへのアクセス許可に関して何らかの疑問がある場合、法的に適当であり、またベストプラクティスであるかどうかを判断するために、法務、規制対応、その他の関連チームを関与させる分析チームのポリシーも含まれます。

そしてコメントに関してもありがとうございます。御指摘を検討したいと思っております。

○岡田座長 ありがとうございます。では、続いて黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 まず、文書での回答を1週間前に頂けなかった理由と、その分どこが回答書によく盛り込まれているのかについて説明してほしいです。

それから、自己優遇していないとおっしゃっているのですけれども、自己優遇していたという論文が最近、[欧州産業組織学会でヤングエコノミストアワード](#)を取りまして、今[リンク](#)を送った論文なのですが、2020年までは第三者が分析すると自己優遇していたと見える検索結果だったそうです。それが現在変わっているとすれば、どこをどう変えたのか、どういうプロセスを経て変えたのかということの説明していただきたいと思います。

以上です。

○Apple ありがとうございます。まず、回答の時期についてのご質問にお答えします。ご存知かもしれませんが、Appleにとって、9月は、通常、新製品を発表する時期であるため、とても忙しい時期に当たります。実際、ちょうど先週、Appleは、新しいiPhoneとWatch製品、そしてその他ソフトウェアのアップデートを発表しました。いただいたご質問に適切に回答するためには、全社にわたって関係者から話を聞く必要がありますが、この時期は、1年で最も忙しい時期であるため、このようなしっかりとした回答を、9月に短期間で提供することは困難です。そして、回答の草案が作成された後には、内容を精査してその正確性を確保し、内容を確認すべき者がきちんと内容を確認し、承認を行うようにするため、高度な調整が必要となります。もちろん、Appleは、回答の作成を含む全ての側面において、改善を図るよう努力を重ねています。1週間前までに回答をいただきたいというご要請は理解しており、来年度は、これを達成できるように努めます。

ご共有いただいた論文につきましては、私は、これまでに耳にしたことがなく、内容を把握しておりません。この論文は、2022年に執筆され、それよりも数年前のデータに基づいているように思われますので、この論文の内容の正確性について、私から、いまこの場で何か意見を申し上げることはできません。長年にわたってAppleは、そのようなことは行なっておりませんが、自社優遇について（憶測に基づく）非難を受けています。Appleは、こうしたご質問に対して、Appleにとって、App Storeで自社優遇を行うことが意味のないことであるとして説明してきました。Appleのビジネスモデルは、Appleではなく、デベロッパのApp Storeでの成功によって成り立っています。自社優遇には経済的合理性がないだけでなく、事実、Appleのアプリは、App Storeにあるアプリ全体に対して極めて少数にすぎません。最後に、Appleは、最も検索に合致するアプリとして正しいアプリを表示できるように、検索とエンゲージメントのツールを常に改善しています。検索は、App Storeでアプリを見つけるための主要な手段であり、これらのツールがデベロッパのアプリのプロモーションのために機能していることは、回答したとおりです。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。では、続いて伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。プレゼンテーションの御紹介にありました取組のうち、特にデベロッパがAppleに相談しやすくなるプログラムや、DPCDとの連携によるステークホルダーエンゲージメントについては、昨年度の大臣評価の指摘を踏まえた前向きな取組であると評価しています。

また、透明化法の対象とはなっておりませんが、アクセシビリティ監査などのインクルーシブな社会を目指す取組の進展も御報告いただき、この点も注目すべきだと捉えております。

引き続きApple社には透明性という中核的な価値観を共有し、デベロッパが合理的な意見交換を行うことができる体制の強化をお願いできればと思います。

私の質問は、報告書やプレゼンになかった事項についての2点になります。

1つ目は、リーダーアプリによるアウトリンクの普及についてです。現状、アウトリンクが認められるための条件として、アウトリンク先のアイテム等の価格表示をしないことなどが条件づけられており、利用事業者による円滑な活用が妨げられている状況にあります。アウトリンクを認めている趣旨に基づき、ユーザーの実質的な選択肢となるよう、差別的な条件を削除していただけるか教えてください。

2つ目は、本年5月に成立したスマホソフトウェア競争促進法についてです。法律の規律が全面適用されるのは来年末になりますが、アプリ分野のリーディングカンパニーであるApple社には、ぜひ全面施行に先駆けて新法の内容を先取りしていただければと考えております。

アプリストア分野における新法の趣旨に沿った取組というのは、法律の施行前であってもこのモニタリングレビューの評価対象になると考えており、積極的な取組を後押しできればと思います。

具体的には、EUのデジタル市場法、DMAは既に本年3月から施行されていますので、EUでのDMAの対応、例えばIAPの手数料率の引下げなどを日本でも行っていただくということを想定しています。新法の実施に先駆けて、Apple社の具体的な計画を教えてください。

質問は以上です。どうぞよろしくごお願いいたします。

○Apple ご質問ありがとうございます。リーダーアプリに関するご質問から、まず、リーダーア

プリとは何か、どのように機能するのかご説明します。リーダーアプリは、音楽、本、映画、新聞などを取り扱う伝統的メディアアプリであることを必要とする、非常に特殊な種類のアプリです。これらのアプリには、デジタルコンテンツを販売するアプリは、アプリ内課金を使用し、Appleに手数料を支払わなければならないという、通常アプリ内課金ルールの例外が認められています。これらのアプリは、App Store以前から存在するサービスであり、通常、ウェブサイト上で登録してコンテンツをアプリに持ち込む顧客基盤を持っていることから、例外が認められるものです。ユーザーがアプリ内で購入を行わず、デベロッパはアプリ内課金を使用する必要がないことから、デベロッパは、アプリ内でアイテムの価格やウェブサイトへのアクセス方法を示すことができないことに同意しなければなりません。あるアプリが、アプリ内に価格情報を含むなら、それはリーダーアプリではありません。例外が認められませんので、販売を行うウェブサイトへのリンクを直接貼ることはできません。リーダーアプリが、Appleが許可しているリンクを、ウェブサイトに遷移するために一旦使用したなら、当該ウェブサイトの内容について、Appleはルールを定めていません。ユーザーがアクセスしたランディングページに価格を表示することなどどんなことも可能です。これは非常にスムーズなオペレーションだとAppleは考えています。実際に、Appleは、ウェブサイト上でデベロッパが何をすることができるかについて、一切のポリシーを設けておらず、デベロッパからウェブサイト上で可能であることに関して、苦情を受けたことはありません。

スマホソフトウェア競争促進法の話に移ると、これは非常に複雑なトピックです。まず申し上げたいことは、Appleとして公正取引委員会と緊密に連携して参る所存ですが、この法律の下位法令はまだ策定されておられません。App Storeがいつ、どのようにこの法律に基づいて指定されるのかなど、現時点では、この法律に関しては未知の部分が多いものと思います。これはプロセスの重要な部分ですが、まだこれから行われるものです。ヨーロッパのデベロッパは、より低い手数料を利用できるというお話がありました。これは、ヨーロッパにおけるAppleの新しい規約を受け入れることを選択したデベロッパのためのものであることを指摘したいと思います。デベロッパは、グローバルに共通するAppleのモデルの一貫性の方を好むことから、この新しい規約を利用しておらず、利用しているデベロッパは現時点で多くないように思います。また、手数料の引き下げのみが、新しいモデルのすべてではありません。デベロッパは、App Storeからのダウンロード数に応じてコア技術料も支払います。新しいモデルは、単なる手数料引き下げより複雑であるというだけでなく、コア技術料により支えられるものでもあることから、日本のストアフロントにとってどのようなモデルが適切かを理解するため、法律と下位法令について、公正取引委員会からより多くのことを学ぶ必要があります。

○岡田座長　それでは、続いて平山委員、お願いいたします。

○平山委員　平山でございます。1つ目の御質問は、回答書項目番号1-1-2、アプリ審査の解釈基準並びに回答書の6-1-1.及び定期報告書別紙20ページ、アプリの削除に関するものです。

アプリの削除の理由について、設計上の欠陥がある場合や知的財産権の侵害がある場合が含まれるという御説明を頂きました。これらの事実は、アプリ削除前の、アプリの審査を行う際に発見できた事情でしょうか。あるいは、アプリ審査のときには存在しなかったが、その後に新たに設計上の欠陥が生じて、これがアプリ削除の理由になるということでしょうか。教えていただきたいと思います。

次に2つ目の質問をします。回答書の6-1-1.、アプリ削除の事前通知及び回答書の6-2-1.、猶予期間

の設定に関するものであり、回答の記載内容を確認するものです。回答書の内容によると、アプリ削除を行う場合にはデベロッパに通知を行うが、不正行為が関係する場合には事前周知を行わないと記されています。

一方で、通知を行う場合には14～30日間の猶予をデベロッパに与えることがあると回答いただきました。これらの回答の内容は、通知を行う場合には必ず14～30日間猶予を与えるということの意味なのでしょうか。あるいは、通知を行うが、通知を行った後即時に直ちにアプリを削除する場合もあるということの意味なのでしょうか。確認したいと思いました。

次に、質問ではなくコメントを差し上げます。回答書の9-1-1、リジェクト理由の明確化について及び定期報告書別紙日本語版の25ページに関するものです。

回答書9-1-1における、回答の最後の文章には、スクリーンショットをデベロッパに提供する場合があると回答いただきました。定期報告書別紙日本語版の25ページには、スクリーンショットを提供する場合についてのサンプルがまだ提供されていません。我々委員が理解を深めるために、スクリーンショットを提供する場合についてサンプル画像などを追加で情報提供いただけるとありがたいと思います。以上がコメントです。

以上です。ありがとうございます。

○Apple 1-1-2.に関する最初のご質問にお答えします。App Reviewチームが、以前に発見されるべきであったアプリを削除する必要があった事例があるかどうかという点に焦点が当てられていると理解しています。詐欺的、またはガイドライン上適切ではなく、最初の審査において発見されるべきであったアプリについてと理解しています。

○平山委員 財産権侵害などを例にお尋ねしました。

○Apple App Reviewは人間によって審査が行われますが、ツールやテクノロジーによってサポートされています。最初にバイナリ解析が行われ、App Review担当者にシグナルが提供されます。これらのシグナルは、スパム、適切なAPIが使用されているか、アプリの種別に応じたガイドラインを遵守しているかどうかといった点を調査するために提供されており、担当者は、その内容に基づいてアプリを審査します。担当者は、ガイドライン違反の事例をすべて発見できるよう最善を尽くしておりますが、悪意を持った主体は存在し、App Storeから削除されるようなアプリの多くは、審査の後に不正行為に及んでいます。たとえば、App Reviewの通過後に、おとり商法や略奪的価格設定を導入するなどです。しかし、担当者は、Appleの非常に強固な通知と行動の仕組みによって支援されています。規制当局、法執行機関、一般市民、及びユーザーが、Appleに対して、疑わしいアプリについて連絡する手段は多数存在しています。そして、違反行為の可能性を認識した場合には、いつでも調査が実施され、適切な措置が取られます。また、Appleには、知的財産権に関する意見の相違を円滑に解決するための、知的財産権に関する紛争を処理するチームがあります。ご質問に対する回答になっているのでしょうか。

○Apple 9-1-1.については、ガイドラインに違反しているアプリに対して、異なる審査期間を設けている理由に関する質問でした。まず、ご指摘いただいた、App Storeで詐欺行為や違法行為の証拠を

発見した場合には、デベロッパに通知しないという点から始めたいと思います。Appleは、ユーザーへの被害を防ぐため、また法を遵守するデベロッパとの公平性のために、そうしたアプリが、App Storeから削除されるようにしたいと考えています。違法性や詐欺性は伴わないものの、デベロッパがAppleのガイドラインに違反している場合は、Appleは、そのアプリがApp Storeに残ることができるよう、デベロッパが遵守できるようにしたいと考えています。アプリをApp Storeから削除することは、極端な措置であり、デベロッパがAppleのルールを遵守するための手段が本当にない場合にのみ行われるべきものです。そのため、Appleは、デベロッパがそのアプリを遵守させるために十分な通知と時間を与えるようにしています。14日間との違いは、状況、違反の重大性、問題を是正するためのデベロッパの計画などによって決まります。また、デベロッパが誠意を持ってAppleと協力し、アプリを理解し改善しようとしている場合は、この期間もそれほど厳密なものではありません。30日という期限を越えることもよくあります。それはデベロッパにとってのスタート地点に過ぎません。繰り返しになりますが、Appleはデベロッパと協力して、デベロッパのアプリをApp Storeに残すことを望みます。それがAppleの目標です。

最後に、スクリーンショットの提出についての要請をいただきました。その理由は、私も重々理解しております。ただ、見かけよりも複雑な点として、デベロッパは、App Reviewで却下された詳細を第三者に対して開示することを望まないかもしれないという事情も、ご理解いただければと思います。そのため、どのように要請にお応えし、かつ、Appleとデベロッパとの機密保持やプライバシーに関する合意だけではなく、Appleが理解していないかもしれないデベロッパ側の業務上の機密情報も維持する方法について、確信があるわけではありません。Appleが、デベロッパにスクリーンショットを送信する際には、皆さんがスマートフォンでスクリーンショットを撮るのと同じ方法で、2つのボタンをクリックしてスクリーンショットを撮影し、それをApp Reviewのコミュニケーションにおいてデベロッパに送信しているということをお伝えしたいと思います。複雑なことは行なっておりません。それがAppleのやり方です。

○平山委員 ありがとうございました。Appleの主張するお立場を理解しました。

○岡田座長 ありがとうございました。では、続いて若江委員、お願いいたします。

○若江委員 私からは2つあります。

1つは、質問書の2-2-2.、国内管理人の役割に関する質問です。不正とか違法のアプリに関して外部から情報提供や問題の通報があったときに、国内の体制がどのような役割を果たして、どんなエスカレーションの仕組みになっているのか知りたいと思っています。というのは、6月にNHKがオンラインメディアのTansaというところと一緒に取材して報道していたある画像共有アプリの問題で気になったことがあったのです。

このアプリは、画像を投稿して誰かが閲覧すると、投稿者が閲覧者からお金をもらえる仕組みのようなのですが、NHKの報道によるとそれが児童ポルノ画像のやりとりの温床になっていたという内容だったのです。

私が気になったのは、NHKの報道によるとAppleの日本支社に対して質問状を送りましたが、返事はなく、その後アメリカのティム・クックさんに直接メールを送ったら、3日後にアプリが削除され

たという内容だった、という点です。それは事実なのかどうか。もし事実だとしたらどうしてそうなってしまったのか、そして、外部から不正に関する情報提供があった場合に、どのようなエスカレーションすることになっているのかということを知りたいと思いました。

これは、デベロッパからの問合せについても、利用事業者の事前のアンケート結果でもレスポンスが自動受け付けで受け付けたという返事しか来ないとか、相談しても最終判断は本社なので、こちらではどうしようもないという回答が来たという声が寄せられていたので、国内の体制は十分に機能しているのかどうかということが疑問に感じたので、質問しました。

もう1つは、先ほどの16ページでApp Storeの自社優遇のデータの利用のところなのですが、App Storeの目的に限定していると書いてありましたが、この中に広告も利用の目的の中に入っているか。つまり、サードパーティーのデータは自社アプリを優遇するためには使われないということでしたけれども、広告のために使っていないのかどうかということを確認したい、それが2点目です。

○Apple 2つ目の質問は簡単なのでお答えします。広告には使われておりません。

アルバムアプリの削除の経緯についてお話する前に、まず、ご認識の通り、このアプリはApp Storeから削除されたことを強調しておきたいと思います。Appleは違法行為を行っているアプリに関する情報は、さまざまな情報源から入手しています。ユーザーやデベロッパから直接連絡を受ける場合もありますし、報道機関、規制当局、関係する一般市民から連絡を受ける場合もあります。Appleはこれをグローバルベースで評価を行った上で、調査し、必要かつ適切に対処しております。

このアプリの調査が慎重かつ徹底的に行われ、時間を要したことをお伝えしたいと思います。

その理由の多くは、アプリ内でユーザー生成コンテンツを探す場合、それを見つけるのは非常に難しく、アプリ内でユーザーが体験していることを正確に再現するのは非常に難しいという点です。そのため、ユーザー生成コンテンツに関するAppleのルールは、当該アプリ自身がコンテンツを監視すること、ユーザーがコンテンツをフィードから削除するだけでなく、不快なコンテンツを当該プラットフォームに報告できるツールをユーザーに提供することを確保する必要があるという点に重きを置いています。

明確にするために申し上げますと、ユーザーが作成したコンテンツはデベロッパのサーバーからアプリに配信されており、Appleが提供またはホストするコンテンツでもなければ、Appleが審査で目にするものでもありません。Appleが審査で目にするのはアプリそのものであり、必ずしもどの時点であってもアプリ内にある可能性のある世界中の何らかの或いはありとあらゆるコンテンツではありません。

ですから、このような調査には時間がかかりますし、現場からの情報を確認するために非常に慎重に行われなければなりません。最初のコンタクトからアクションの実行までを一本の直線で結ぶことは困難であると考えます。繰り返しますが、これは、チームによる非常に綿密な調査であり、時には複数のチームを編成して、Appleが目にしていないものや、Appleに申し立てられた主張の確認が行われます。

国内管理人を含むAppleの日本のチームと従業員は、特に日本のストアフロントにおいて、Appleがアプリを調査する上で重要な情報源となっています。これらは、調査が必要なアプリやデベロッパに関するAppleの唯一の情報源ではありませんが、そのプロセスにおいて重要な部分となっています。ありがとうございます。

○若江委員 事前の審査とか通報があった後の調査、確認が難しいということは理解しているのですが、私が聞いたかったのは、むしろ情報をもった後の国内体制がどのように機能しているのかということなのです。NHKの報道では、NHKが日本支社に質問状を送った後、返事がなかったと言っているのです。確認が大変だとしても、返事はするのではないかと思ったものですから、NHKからの質問状が出てからアプリが削除されるまでの間、何日間ぐらいかかったのか、その間どのような情報のやりとりが行われていたのか知りたいのです。

○Apple 本日はお伝えできる情報がありません。お伝えできるのは、国内管理人やAppleの日本のチームは、違法コンテンツを含むアプリの存在を知ると、私のチームにそれを報告するということです。AppleはApp Reviewチームと調査を行い、調査が行われた後にアクションを決定し、そのアクションが正当なものであれば、それを実行します。ありがとうございます。

○若江委員 後日、NHKのケースについて分かる範囲で教えてください。よろしくお願いします。

○岡田座長 ありがとうございます。

それでは、続いてオブザーバーからの質問に移りたいと思います。最初に岸原オブザーバー、お願いいたします。

○岸原オブザーバー 質問する機会を頂きまして、どうもありがとうございます。私からコメントは1点と質問3点をお願いしたいと思います。

まず順番で5-1-1-2、Apple Intelligenceに関するコメントでございます。Apple IntelligenceのAIによる解析情報は、端末及び限定したクラウド領域で管理されることで、ユーザーのプライバシー等の権利を保護するということだと理解しております。

一方でユーザーが同意した場合、端末内の情報が端末IDと共に膨大な情報が毎日Appleに外部送信されています。今後、Apple IntelligenceによるAIの解析情報とAppleに外部送信されている解析データの関係について大きな影響が考えられますので、注視していきたいと思います。そのためリスクを検討する目的で必要な範囲の情報については、今後検討のお願いをしたいと思います。

次に質問です。5-2-3-1、ATTが適用されるトラッキングについてです。プラットフォーム事業者は構造上、第三者のアプリのダウンロード状況とサードパーティーの情報を網羅的に把握しているかと思えます。

Appleがファーストパーティー情報でトラッキングをする場合、ユーザーに与えるプライバシーのリスクは、サードパーティーの情報を収集するアプリ事業者と同等ではないかと思えます。そのためATTにおいて、Appleはアプリ事業者と同様の表示を行うべきだと思えますが、いかがでしょうか。

次の質問です。6-2-1になります。先ほど平山先生からも質問がありましたが、アプリの削除について14日間から30日間の猶予を与えるということについて、透明化法のライアビリティを越えて対応しているという点ではすばらしいと考えています。

このような対応を行っているのは、エンフォースメントを行使する立場での高い倫理観としてのレスポンスビリティを意識してかと思えておりましたが、先ほどの平山先生の回答では、レスポンスビ

リティというよりはアプリ事業者とのエンゲージメントを重視しているということでしょうか。この件に関してAppleさんの考えを教えてくださいと思います。

最後に6-4-1、先ほどの児童ポルノのアプリの問題でございます。若江さんの質問に回答いただいておりますが、ティム・クックに通報された後に、速やかに削除されたということで、今回も回答を頂いております。

私から別の観点で、NHKの報道ではTansaというメディアが当初問題を報道してから2年にわたり放置されたということです。具体的にはユーザーレビューでも児童ポルノのやりとりが指摘されているながら、App Storeの配信が継続されていたということです。ユーザーがアプリの問題を通報する窓口はどこが適切でしょうか。ユーザーレビューは通報にならないということでしょうか。

私から以上です。

○Apple ご質問ありがとうございます。アプリのトラッキングの透明性から始めますと、Appleはアプリのトラッキングの透明性に関するルールをすべてを遵守していることを強調したいと思います。しかし、Appleは広告を目的としてユーザーを追跡することも、プロフィールの作成や広告の提供のために他のデータソースのユーザーのデータと組み合わせることもしていません。仮にAppleがそのようなことを行うのであれば、Apple製のアプリにはATTプロンプトを表示し、ユーザーから許可を得ることを必要とするのですが、Appleはそのような行為を行っていません。

デベロッパがアプリの問題を是正する14日から30日の期間に関する質問に対しては、デベロッパにとってアプリを提供する最善の場所であり、ユーザーにとって優れたアプリを見つけるための最善の場所であることがAppleのApp Storeの運営における理念であるという点を再度強調させていただきたいと思います。

高い倫理観と配慮によるものであるというご指摘に感謝します。明確にするために申し上げますと、これは何らかの規制を遵守するためではありません。これは、これまでAppleがApp Storeを運営してきた方法であり、デベロッパとAppleのユーザーに対するAppleの理念と非常に密接に結びついています。

Appleは、デベロッパ側には、Appleのガイドラインを遵守していないデベロッパが、問題の本質を理解できるようにしていきたいと考えていますし、デベロッパと共に問題を解決していきたいと考えています。繰り返しになりますが、30日以上を要するデベロッパもよくいらっしゃいます。デベロッパにとって合理的な行動が可能となるまでAppleはデベロッパと協力しており、デベロッパによっては、それ以上の時間が必要となる場合があるからです。

デベロッパが行う必要があることが何であろうと実行する限りにおいて、AppleはそのデベロッパがApp Storeに存在することに喜びを感じ、デベロッパがApp Storeにとどまることを望みます。これは、AppleがApp Storeをどのように運営するかという理念だけでなく、デベロッパとどのように協力し、デベロッパにとって何が最善であり、ユーザーにとって何が最善であるかということと、非常に密接に結びついています。ユーザーがApp Store上で目にするアプリは、残ることができるのであれば残るべきですし、Appleはそのように取り組みます。

最後に、CSAMの問題についてですが、繰り返しになりますが、いかなる違法コンテンツ、なかでもCSAMについては、App Storeには存在しないという点を強調しておきます。Appleはそれを認めません。

ご指摘の点については直接見聞した情報を持っていないため直接回答することができませんが、デベロッパは問題をどのようにAppleに報告すべきか、デベロッパはユーザーレビューを通じて報告できるかというご質問については、AppleにはユーザーがAppleに問題を報告することが可能な仕組みがあるということは回答できます。これは「問題を報告」とよばれるもので、App Storeから直接アクセスできます。

Appleは児童ポルノの報告を受けた場合、法執行当局に報告し、関連するすべての国の法執行当局と連携しています。Appleがこの問題やアプリについて、法執行当局から連絡を受けたかという点については承知していませんが、Appleのプロセスでは、この問題を発見したら、アプリを削除し、デベロッパのアカウントを停止するだけでなく、その行為が関係当局に報告されることになっています。ありがとうございました。

○岡田座長　ありがとうございました。時間が押してまいりましたので、質疑等も時間内に収まるようにどうぞよろしく願いいたします。

続いて、沢田オブザーバー、お願いいたします。

○沢田オブザーバー　ありがとうございます。1点だけ、代替決済手段についてコメントさせていただきますが、コメントだけです。特に御回答いただく必要はありません。

Apple様から頂いた回答書4-2.、ページでいうと8ページから9ページにかけて懸念を表明されていることに関して、私ども消費者から相談を受けている立場から、その懸念を共有するという事を申し上げようと思います。

もともと、アプリの利用に関してプラットフォームと、各デベロッパの責任分界点は、ユーザーから見ると非常に分かりにくいものでありましたが、代替決済手段の導入によってこれまで以上に分かりにくくなるのではないかと考えています。

消費生活センターや私どものような相談機関に、決済に関するトラブルの相談が寄せられたときに、どこに苦情を申し立てるのが良いか、相談員が適切な御案内ができるかどうか少し不安に感じております。

もう一点、ユーザーのデータを盗み取るような不正行為者がネット上にはたくさんいます。彼らはどんな規制があったとしても無視してくるので、ここからユーザーを守るためには技術的に止めるしかなさそう。その意味でゲートウェイを担っていただくプラットフォームには大変期待しているところで

これまでのところAppleに関しては、「Appleがちゃんと見ているから大丈夫」と言うことができたのですが、この先Appleの手の届かない範囲が増えてくるとしたら、今後は消費者に対する啓発、注意喚起の内容を大きく変えなければいけないなと思っています。

これは透明化法とは違う話です。Appleに向けて言っているわけではないのですが、今後の制度設計に当たっては、ユーザーサイド、特に消費者からの相談を受ける立場の組織との調整を十分にしたいというのが申し上げたかったことです。

以上です。ありがとうございます。

○岡田座長　ありがとうございました。これはコメントということでもよろしいでしょうか。

実は時間が過ぎておりますけれども、あとお1人オブザーバーがいらっしゃいますので、時間を少々延長させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、和知オブザーバー、お願いいたします。

○和知オブザーバー 私からは質問が1つと意見が2つあります。

大臣報告の61ページには「消費者支援センターを通じてエスカレーションされた未成年者によるキャンセル請求については、ケース・バイ・ケースで様々な要素を評価する。」とあります。また、「Appleは、未成年者のキャンセルについて何らかのガイドラインを提示することはしていない。」とのことです。

「Appleからの回答」では、「7-1.返金要求を容認した理由の説明に関する質問」で、「7-1-1.返金処理をした際の返金理由はどのように説明されているのでしょうか。」があります。

最初に「返金要求は2019年から機械学習モデルによって判断されています。」とあり、その後には「ペアレンタルコントロールやコンテンツの消費から、アカウント履歴や支払い方法の履歴まで、さまざまな要素を考慮しています。」とあります。

質問ですが、先ほどの消費者支援センターを通じてエスカレーションされてきた未成年者によるキャンセル請求等について、機械学習モデルの判断が行われているのでしょうか。それとも別のプロセスで処理されているのでしょうか。

それから、意見が2つございます。最初の意見は、今日はBtoBが対象ということで、相談現場の声の御用意はないのですが、消費者支援センターの相談員を通じてエスカレーションされてきた未成年者によるキャンセル請求についても、また未成年者によるもの以外でも、消費生活センター相談員からエスカレーションされてきた案件は、ぜひ「ケース・バイ・ケース」で柔軟に対応を進めていただくことを希望します。

意見の2つ目です。先ほどの7-1-1.の文末のほうに「大臣評価による貴省のコメントを受けて、Appleビジネスチームは、最近、日本のデベロッパ向けのセミナーを開催して、返金プロセスについて説明し、参加者から寄せられた返金に関する質問に回答しました。」とあります。

消費生活センターの相談員への対応の一方、利用事業者への説明も大変重要だと考えています。貴社はその真ん中で挟まれている状態と推測します。このような利用事業者向けの説明会は、利用事業者の理解を得るためにも大変有益なものと考えます。せっかくですので、利用事業者向けの説明会に消費生活センター等の機関の相談員等が参加できる機会を設けてはいかがでしょうか。

特に「未成年者によるキャンセル請求」については、返金された場合や返金されなかった場合の典型的な例を紹介していただくと、利用事業者と消費生活センターの相談員等も理解が進むのではないかと考えます。御検討いただければと思います。

以上です。

○Apple コメントと御質問ありがとうございます、感謝申し上げます。Appleが中間的な立場に置かれているというご指摘についてもまさにその通りだと思います。異なる当事者がお互いを欺く異なるインセンティブを潜在的に持っているという点で、Appleは設計上中間的な立場にあると考えますが、Appleは、消費者が支払いをした目的の対象を受け取り、そして、デベロッパのサービスを悪用することもないよう取り組んでいます。

Appleは返金を極めて重要視しています。Appleは返金について細心の注意を払い、正しく処理されるように努めています。Appleは、返金APIについて実施したワークショップで紹介したツールやAPIなど、デベロッパのために開発したツールや技術を使用することによってこれを実現しています。

なぜなら、これらのAPIの使用により、Appleは取引履歴をより詳しく知ることができ、特定の状況において返金が行われるべきかどうか、より適切な洞察を展開することができるからです。

また、Appleは、不正のシグナルや消費者の悪用がない場合、未成年者の保護や、消費者が支払って得たものを確実に受け取ることにに関して惜しみなく対応します。また、返金を受けたい場合や不正使用、詐欺、その他調査を必要とする問題あるアプリを報告する場合の最適な方法とAppleへの連絡方法について消費者に伝えられるように、Appleのサポートページやヘルプページで十分な情報を提供しよう心がけています。

Appleはこの問題について、すべての従業員が果たすべき役割を担っていると考えており、消費者の視点に関してお話、御指摘を頂いたこと、誠にありがとうございます。御提案に関しても真摯に検討したいと思えます。ありがとうございました。

○Apple 私からも追加でコメントさせていただければと思います。

消費者センター経由での照会に関しましては、機械による判定のみではなくて、相談員の方から御提供いただいた経緯書も踏まえた上で総合的な判断を行った上で返金判断をいたしております。

多くの場合、返金の対応を行うということなのですが、残念ながら経緯書で説明されていた購入経緯が我々のシステムが検知している内容と全く異なっているようなケースも多々ございます。

他方でそういった詳細な情報提供に関しても難しいところがございます。何分インターネット上でこのような照会を行った結果、返金を得られたというようなノウハウが共有されることによって、返金を受ける権利の濫用が行われるケースもデベロッパをするためには注意深くブロックしていかなければならないという点もございまして、そういったバランスを取りながら、できる限りの情報提供を行いつつ、丁寧な審査を実施しているところでございます。

○和知オブザーバー 質問の御回答ありがとうございます。今お話があったようにノウハウを公開してほしいということではなくて、我々はプロの相談員でありますのでプロ向けとして、しかも地方自治体等の消費生活センター等の職員として活動しているものですので、そういったもの向けにぜひ説明会等を検討いただければという意見です。

○岡田座長 ありがとうございました。時間が大幅に超過してしまいましたが、丁寧な回答を頂きまして、大変ありがとうございました。

また、このヒアリングに当たりましては、事前にQ&Aをやりとりすることで大変丁寧に資料をつくっていただきましたこと感謝申し上げます。

9月が大変お忙しい時期に重なったということで、資料も本当に直前でありましたが、御提出ということになりました。この件に関しては、今後事務局とも相談しつつ、より事前のやりとりのタイムラインについてどういうやり方が適正かということについてまた御検討させていただければと思います。

いずれにしましても、大変有益な意見交換ができたと思えます。この場を借りまして皆様にお礼を

申し上げます。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○岩谷室長　ありがとうございます。私からも1点、ボランティアなものであるにもかかわらず、Appleさんから多くの質問について書面回答があったことはありがたいことと思っております。

一方で委員、オブザーバーの先生方との関係で書面回答が予定より遅れ、これまで7回のヒアリングと異なる状況になった今回について、会合前のやりとりにおける事務局のリエゾン機能が不十分であったことについてお詫び申し上げます。この経験を次回以降の糧にしたいと考えております。

次回の日程につきましては、決まり次第再度御連絡申し上げます。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認いただいた後公表いたします。

○岡田座長　それでは、以上をもちまして本日の会合は終了といたします。皆様、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。

――了――